

令和5年度 第2回浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会会議録

- 1 開催日時 令和5年9月1日(金) 14:30～16:00
- 2 開催場所 市役所北館1階 101・102会議室
- 3 出席状況
- | | |
|-------|---|
| 委員 | 荒巻太枝子(あらまきたえこ)、大塚幸子(おおつかさちこ)
澤木 達治(さわきたつじ)、鈴木隆幸(すずきたかゆき)
中村勝彦(なかむらかつひこ)、野末久美(のずえくみ)、
横田みどり(よこたみどり) |
| 欠席委員 | 岩渕元美(いわぶちもとみ)、鈴木光男(すずきみつお)、
村山恵子(むらやまけいこ) |
| 事務局 | こども家庭部：吉積部長
次世代育成課：園田課長、安田課長補佐
青少年育成センター：足立所長
子育て支援課：小山課長、佐藤課長補佐
幼児教育・保育課：井川課長、鈴木課長補佐
大橋幼児教育指導担当課長
児童相談所：鈴木所長、池田副所長 |
| 欠席事務局 | 次世代育成課：鈴木管理・育成グループ長
健康増進課：渥美課長
鈴木学校・地域連携担当課長
教育総務課：橋本放課後対策グループ長
影山教育支援課長 |
- 4 傍聴者 1人
- 5 内容
《審議》
(1) 「教育・保育施設、地域型保育事業の認可等について」(幼児保育・教育課)
(2) 「こども家庭センターの設置について」(子育て支援課)
(3) 「こども計画の策定について」(次世代育成課)
- 6 会議録作成者 次世代育成課 管理・育成グループ 鈴木 智
- 7 記録の方法 発言者の要点記録
録音の有無 有 無
- 8 会議記録

1 開会

2 委員の紹介

3 議事

《審議》(1) 教育・保育施設、地域型保育事業の認可等について
(井川課長)

(1) についての説明

【質疑・意見(1)】

(中村委員)

2点ほど質問をさせていただきます。まず1点目が幼保連携型認定こども園への移行を、浜松市としてはいつごろまでを目途として認めていくのか。ずっと希望があれば認めていくのか、一定の定員数で移行を認めなくするのか、ということが1点目です。

2点目は、小規模園の連携施設について、2か園、3か園で連携施設をしている園が、各園で2歳児クラスを卒園する人数、例えば4名の定員であれば4名を空けておくという指示がありました。私どもも2園連携施設でしたが、両方枠を空けると定員に不足が出てしまったため、1園に変えました。定員の仕組みは現状どうなっているのでしょうか。

以上2点についてご説明をお願いいたします。

(井川課長)

まず、認定こども園への移行につきましては、現時点で移行をいつまで認めるかということを決める予定はございません。今後、施設の運営等の状況など保育園や幼稚園のニーズなどを踏まえて、意見を聞きながら検討していきたいと思っております。

また、連携施設の関係ですが、現状、地域型保育事業から連携施設に入所するにあたりましては、卒園する子供が入所できる枠を空けるお願いをしております。一方、入所予定の子供のうち何人がその園に入所するか実際の調整で見えてきますので、その状況に合わせ、今の地域型保育事業の子供が入らない残りの枠については、他の子供を受け入れる運営をしていただいております。

(中村委員)

前は、例えば二枠ずつの予定で調整をしてはいけないと言われておりました。今はそのニーズを聞いて調整をしていいという形になってきているのでしょうか。

(井川課長)

入所希望者に対しては希望に沿って受け入れるということになります。例えば、地域型保育事業の2歳児が5人いたとして、連携施設に4人入りますという場合には、4人を受け入れていただくこととなりますが、連携施設ではもともと5人入ることができるように枠を空けていただいております。実際に入る4人以外の残った1枠については、別のお子さんをお預かりするというような対応していただいております。

(中村委員)

分かりました。例えば、連携施設が2園だった場合には、例えば2歳児が5名の場合で2園のうちA園に5名が行ってしまえば、B園は0名でも、枠を空けておき、他の方には新規の申し込みをしていただくという対応をするということですね。

《審議》(2) こども家庭センターの設置について

(小山次長)

(2) についての説明

【質疑・意見(2)】

(横田委員)

こども家庭センターは、浜松市だけでなく全国的な動きだということで、初め内閣府がこども家庭庁を創設した繋がりから、日本全国にこども家庭センターの建設が決まったのでしょうか。

(小山次長)

資料の5ページの背景にも少し触れさせていただきましたけども、こども家庭庁ができ、子供中心を考えていく中で、児童福祉法の改正から、センター設置に努めることとなりました。背景の1、2行目のこども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターが児童福祉と母子保険の分野で位置付けられてきましたが、各自で動くのではなくて、一体的にこども家庭センターという機能にするという方針が示されたものでございます。

浜松市としては努力義務ではありますが、積極的に国の児童福祉法に示された機能を準備しているところになります。

(横田委員)

今の職員がこども家庭センターで働くということは、人員不足、業務の増加に加え、今まで連携ができていた部分が逆に連携がしにくくなることもあると思われます。頑張ってください。

(澤木委員)

こども家庭センターの長は統括支援員と兼務という話があったのですが、組織的には人員はいないということですか。

(小山次長)

説明がなくて申し訳ありません。基本的に母子保健を担う健康づくり課の職員、児童福祉を担当する社会福祉課の職員、それに加え統括支援員を新たに置き、両方の業務を見ているような支援を調整してく役割があります。そのセンターの上に課の課長補佐、課長がいます。

あえて言うならばグループを隣接させて、調整役の統括支援を置いて、コントロールしながら、あらゆる支援に繋いでいくイメージになります。

(澤木委員)

組織的には社会福祉課、健康づくり課の課長などとの指揮命令系統の関係はどうなののでしょうか。

(小山次長)

統括支援の指揮命令とは、課長が判断し命令が下るわけではなく、例えば虐待の通告があった現場の対応について、先に指揮命令をします。社会福祉課や健康づくり課の課長は母子保健と児童福祉の業務担当の職員はセンター業務と兼務して両方の業務を担えるような形で予定をしております。

(澤木委員)

3、4年ぐらい前に子育て世代の包括支援センターができました。民生委員から聞いている話では、ほとんどワンストップで業務を行うということでしたが、実際は社会福祉課と健康づくり課に分かれていました。子育て世代包括支援センターの方は、保健師さんを中心とした健康づくり課があります。ですから、ワンストップと言いながら、どちらに相談へ行けばよいのかという悩みもありました。

今回はこども家庭センターができるということで、組織的にはトップが1つあり、その下に様々な課題を解決する支援をする部署があるということではなく、今までの

子育て支援課とか、或いは健康増進課等が各自に課題が割り振られているということですね。

虐待については、今までは社会福祉課で受け付けるとなっていました。今後は、こども家庭センターで受け付けるということですか。

(小山次長)

子育て世代包括支援センターというのが残るわけではなくて、今までそれぞれにセンターや拠点があったのを一纏めにしてこども家庭センターとなります。虐待のような通告も、社会福祉課で受け付けをしていますが、0歳児、1歳児のお子さんについては、すでに母子保健で関わっていたケースが多くあります。今後はこども家庭センターにいろんな連絡や相談を受けた場合、母子保健の面、虐待の面の両方で支援をしていくという形になります。大まかに言うと今まで2ヶ所で子供のことを扱いましたが、今後は一つになるということをご理解いただければと思います。

(澤木委員)

子育て世代包括支援センターの名前は残らないということですか。

(小山次長)

はい。残らないです。

(澤木委員)

小学校はどうなるのでしょうか。こども家庭センターとしての関わりはないということですか。学校教育の不登校の問題やヤングケアラーの問題などについての扱いはどういった形になるのでしょうか。

(小山次長)

まず、ヤングケアラーにつきまして、例えば母親が精神疾患だったり、障害を持った小さいお子さんだったりというケースが多いですが、まずはこども家庭センターに相談していただき、対象となる支援や制度の説明ができます。

どこが関わるかという点、まずは学校と教育委員会であると思います。ただ、過去のお子さんの状況などを連絡する中で、こども家庭センターも関わると思います。学校の不登校等については、学校と教育委員会が関わりますがお子さんの情報を必要に応じて共有すると思います。

(中村委員)

私も最初は組織の再編と思いましたが、課の枠を取り払い一つのセンターにしていくという考えですね。

その中で、先ほど横田委員からも懸念がありましたが、ぜひとも連携を課の枠を越えて行っていただき、スムーズに子供に対する支援をしていただきますようお願いしたいと思います。

また、私の方からも質問ですけども、7つのセンター間で連携はどのように行うのでしょうか。各センターの中に長がいらっしゃるのでしょうか。連携について教えていただきたいと思います。

(小山次長)

7ヶ所のセンターは機能としては同等になります。想定される連携では、市内転居でお子さんの情報を引き継ぎ、共有することがあると思います。現在も引継ぎは行っておりますが、今後は児童福祉と母子保健を一緒に行うので、定期的に連絡会を開き、問題や事例を共有しながら、より良い支援につなげて、場合によっては区単位での支援団体先との連絡会議を検討していく必要があると思っております。

(中村委員)

各センター長の上には長はいらっしゃらないのでしょうか。

(小山次長)

センター長が統括支援員と兼務いたしまして、その上は課に所属している関係から課長がおります。

(中村委員)

2課長がセンター長の上にいるみたいな形で、全体を組織する体制でしょうか。

(小山次長)

社会福祉課と健康づくり課の課長がいて、その下に職員が位置し、指示命令の中心に統括支援員がいるというようなイメージになります。

(中村委員)

少し組織のイメージができなかったので、改めて確認をさせていただきました。

《審議》(3) こども計画の策定について

(園田課長)

1点目「概要」についての説明

【質疑・意見(3-1)】

(中村委員)

スケジュール案の2番目について、これは今までの子ども・若者支援プランに変わるものになるのでしょうか。また、位置付けはどのような形になるのでしょうか。

(園田課長)

今計画の第二期子ども・若者支援プランは令和6年度で終わり、次の計画として当計画を策定する形になります。

(横田委員)

意見になりますが、資料を読ませていただくと、いかに自分たちが子供の法律に対してもっと注意を払って注目すべきだと気付かされました。ホームページとかで調べてみると「子供の皆様へ」とか、「大人の皆様へ」と分けられて、それが読めるようになっております。お年を召したと方だとインターネットの利用ができない人もたくさんいますので、全くわからず日本で子供の政策が進んでいると後で気が付くと思います。今までに相談していた人が、担当が変わって相談ができない。どの部署に電話していいのか、混乱が生じると思います。

浜松市に限らず、多くの市町村で子供さんたちの問題を解決する前段階で、市の方たちは組織を立ち上げていくことに困る問題に直面すると思いますので、問題の解決により一層時間がかかる気がします。

でも国が立てた計画においては、実行しなくてはならず、その弊害が国民に行かないようにしなくてはいけないのが、一番大変なところだと思います。我々もまた勉強しなくてはいけないと思いました。

(中村委員)

携わっている私たちも、もう一度考えながら分科会の方で意見を述べさせていただきますので、市民の方にもわかりやすく伝える内容で、プランを示していただくことをお願いいたします。

(澤木委員)

障害者の支援について国連などでは当事者の意見を聞くことを強く示しており、子供の権利条約等でも子どもの意見を聞くとなっておりますが、実際に行うアンケートではどのように考えておられますか。貧困に関する調査では小学校5年生と中学2年生、高校2年生が対象となっており、保護者については分かりますけども、子供たちから何かこういった形のアンケートで聞き出せるのでしょうか。

(園田課長)

議事の2の中でアンケートのところを詳しく説明させていただければと思いますがよろしいでしょうか。

《審議》(3) こども計画の策定について

(園田課長)

2点目「アンケート調査」についての説明

(鈴木委員)

調査対象が、4,000人の無作為の抽出となっておりますが、北区、天竜区などの人口の少ない地域、特に少子化に関するアンケートでは同じような比率ですと、その地域の割合がかなり下がることが考えられ、過疎地域の対象者には特別な措置等を講じないと、少数意見になるのではないのでしょうか。そういった地域の気持ちも大切に、アンケート回答者を抽出していただきたい。4,000人ということですので、中区の回答者が多くなる可能性があり、割合を考えるなどの対策をよろしく願います。

(中村委員)

アンケートは区毎とか関係なく無作為なのでしょうか。

(園田課長)

今計画しているのは4,000人の無作為抽出です。この中に何件何区の人が入るのかは不明です。実際に集計してどのくらいの対象者がいるかが後にわかれると思われま

(澤木委員)

若者支援に関するアンケート調査が、SNS相談用LINE公式アカウント登録者が調査対象とありますが、現在、何人が登録されているのでしょうか。回答に十分な人数があるということでしょうか。

(足立所長)

今、SNS相談で悩みを抱える若者の相談ということでやっています。友達登録数はおよそ1,500人となっております。登録者にLINEを通して、アンケートを行います。

(澤木委員)

書類等を送るのではなくて、LINEで配信して回答をもらうという形ですか。

(足立所長)

はい。そこで取りまとめて、集計し結果が出るということになります。

《審議》(3) こども計画の策定について

(園田課長)

3点目「こども等の意見の反映」についての説明

(中村委員)

国の想定する例の審議会等への参画というのは、当審議会への参加もあり得るということでしょうか。子供が会議に参加し、審議会の中で話し合っていくのでしょうか。

(園田課長)

それも一つも案だと思います。想定ですから規定はなく、中村委員のご意見も一つの方法だと思います。

(中村委員)

是非、やってみたいですね。私の個人的な意見ですが、子供たちがどういう意見で、実際に何を考えているのかを直に生の声で聴くことのできる良い機会だと思います。

(澤木委員)

「子供が活動する場に出向いた意見交換」とのはどういう意味合いなのでしょう。どういうことを想定しているのでしょうか。

(園田課長)

定義はないのですが、例えば、児童養護施設に出向いてお話を聞く、子育てひろばに行つて母親を交えて意見を聞くなどが考えられます。

(横田委員)

国が想定する具体例ですが、実際に子供に関するお仕事をしている方たちに意見を聞くのが一番良いような気がします。

子供に直接聞いても、何を話せばよいか分からない子供が多いと思います。子供は経験が文章化できるほどなく、自分が今どんな状況に置かれているのか具体的に説明できる子供というのは少ないのではないかなという気がします。

子供に関する事は子供に聞くのがいいかもしれませんが、自分のことを表現できるのは上の年齢にならないといけないと思います。下の年齢層への意見は子供を預かるお仕事の保母、保父、看護師、先生、子供の医療に携わる人、地域のご家庭の面倒見ている方などにお話を聞くと率直な意見が出てくると思います。

国が想定する具体例を各都道府県が自由に考えて決めていいのか、もしくは国が調べる内容や方法を規定しているのか不明ですが、浜松市独自で頑張っただけであればと思います。また、新しい市長がこども施策などをどこまで理解されているのかをしっかりと聞いてください。浜松の人口が今の程度で、どうくらい子供が不足しているのか、出産数の値が減っているのか、どんなふうに減少しているのか、傾向などから読み解けるものがあると思います。子供が減っている原因を浜松市独自で調べる調査も必要だと思います。

こういう大変な改革をしなければいけない状況なので、厳しいことは言えないという気持ちでもありますので、できる範囲でやっていただければと思います。

(園田課長)

ありがとうございます。こども基本法の十一条のところで、「その他関係者の意見を反映させる」といことが謳われておりますので、支援者の方への意見も入ってくると思います。

国の方からは特にやり方など示されていない状況です。市町村の状況に応じて実施していくこととなりますので、今後ご意見等よろしくお願ひいたします。

(中村委員)

子供等の意見の反映について、比較的幼稚園、保育園の中で話が進んでいると思うのですが、子供会議という映画がありまして、子供が自分たちで問題解決するために、話し合いを実施する内容なのですが、浜松市でもそうした話し合いを実践する園が増えていきます。

私どもの園でも会議とまではいかないですが、主体的で対話的な深い学びの下で、教育、保育を行っていることから、対話を増やして、子供が自分で意見を言えるようにと取り組んでいます。審議会への参加などは子供にとってもすごく貴重な経験だと思います。意見が市政に反映される内容かどうかは別として、いろいろな体験経験に参加させてあげて、子供たちの意見を聞いてほしいと思います。先ほどの園田課長の方からも関係者の方からも意見を聞くとおっしゃっていて、多種多様な関係者の方の意見、角度、地域性などから意見を反映して、浜松市ならではの子供意見の反映を考えていただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(荒巻委員)

私も中村副会長さんの意見に賛成で、学校の教育現場でアクティブラーニングによる学びがどのくらい進んでいるのかは不明ではありますが、こども基本法は子供たちの人権や権利が中心にある法律だと思いますので、アンケートを見ると支援という言葉がすごく多く見受けられます。そうした考え方だと、困っている子を助けるという感じですね。支援だけが中心になるよりも、支援が必要ない子供も含めた一人ひとりの生き方の中で、自分たちの権利や考え方が生きてくると、こども基本法に沿った計画になると思います。そういったことをどうやって引き出すかは、検討の必要があ

ると思います。

(中村委員)

ありがとうございます。こども基本法で語られる子供の人権を踏まえて、ぜひとも浜松でもご検討いただきますようにお願いします。

4 閉 会